

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表…(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称	建築物の位置 ※1	建築物の用途 ※2	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果 ※3、4			安全性の評価 ※4、5 (I、II、III)	耐震改修等の予定 ※6 内容	実施時期	備考 ※7
102	世田谷区立大蔵第二運動場	大蔵4-7-1	体育館 スポーツ施設	本館棟 1~3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.09	CTU・S D	0.82	III		
				クラブハウ ス棟 1~2階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.00	CTU・S D	0.82	III		

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない塔屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z, Rt, G, U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いづれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表…(百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称	建築物の位置 ※1	建築物の用途 ※2	耐震診断の方法の名称				構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果 ※3、4				安全性の評価 ※4、5 (I、II、III)	耐震改修等の予定 ※6		備考 ※7
								内容		実施時期					
5	下北沢駅前ビル	北沢 2-25-20	共同店舗事務所	1~5階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	0.51	CTU・SD	0.34	II				
7	世田谷御幸ビルディング	太子堂 2-16-7	事務所物販店舗庁舎	1~6階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.01	CTU・SD	0.34	III				
10	松原ビル	宮坂 2-19-5	店舗屋内テニス場ボウリング場	1~5階	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	IS/ISO	0.38	CTU・SD	0.28	I				

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはない」とされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表…(保健所、税務署その他これらに類する公益条必要な建築物)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称	建築物の位置 ※1	建築物の用途 ※2	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果 ※3、4	安全性の評価 ※4、5 (I、II、III)	耐震改修等の予定 ※6		備考 ※7	
							内容	実施時期		
103	旧区立保健センター	三軒茶屋 2-53-16	事務所	地下2~4階 5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.11	CT・SD	0.88	III
104	世田谷区役所第一庁舎	世田谷 4-21-27	区庁舎	地下1~5階 5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.01	CT・SD	0.63	III 解体予定

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない塔屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

- I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表…(幼稚園又は小学校等)(区立外)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称	建築物の位置 ※1	建築物の用途 ※2	耐震診断の方法の名称					構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果 ※3、4			安全性の評価 ※4、5 (I 、 II 、 III)	耐震改修等の予定 ※6		備考 ※7
									内容		実施時期				
3	田園調布雙葉学園中学・高校棟	尾山台 1-7-12	学校	地下1~4階 5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.14	CT・SD	0.32	III					
8-1	佼成学園女子中学・高等学校	給田 2-1-1	校舎	A棟 地下1~3階 5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.01	CTU・S D	0.74	III					
				B棟 地下1~3階 5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.03	CTU・S D	0.76	III					
8-2	佼成学園女子中学・高等学校		体育館	体育館 地下1~3階 5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨が充腹材の場合」に定める「第2次診断法」(2009年版)	IS/ISO	1.08	CTU・S D	0.27	III					
2	田園調布雙葉学園小学校	玉川田園 調布 1-21-1	小学校	地下2~3階 5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.20	CT・SD	0.73	III					
			体育館	体育館 地下1~2階 5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.15	CTU・S D	0.31	III					
9	東京学芸大学附属世田谷小学校	深沢 4-10-1	小学校	1~3階 5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.11	CT・SD	0.59	III					

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとしている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表…(老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称	建築物の位置 ※1	建築物の用途 ※2	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果 ※3、4			安全性の評価 ※4、5 (I、II、III)	耐震改修等の予定 ※6 内容	実施時期	備考 ※7	
				ゾーン1 1~3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.38	CTU・S D	0.99	III			
4	フランシスコ・ヴィラ	上用賀 3-19-8	老人ホー ム	ゾーン2 1~3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.04	CTU・S D	0.74	III			
				ゾーン3 1~3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.09	CTU・S D	0.62	III			
				ゾーン4 1~3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.34	CTU・S D	0.96	III			
				ゾーン5 1階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	3.74	CTU・S D	2.70	III			

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない塔屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとしている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。